

議員提出第6号議案

オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する観察処分の期間更新を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和5年9月29日

提出者

足立区議会議員	渡	辺	ひであき				
同	た	が	直	昭			
同	山	中	ちえ子				
同	く	ぼ	た	美	幸		
同	か	ね	だ	正			
同	長	谷	川	た	か	こ	
同	お	ぐ	ら	修	平		
同	佐	々	木	まさ	ひこ		
同	は	た	の	昭	彦		
同	た	だ	太	郎			
同	中	島	こう	い	ち	ろ	う
同	富	田	けん	た	ろ	う	

足立区議会議長 工藤 てつや 様

（提案理由）

政府に対し、オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する観察処分の期間更新を求めるため、本案を提出する。

オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する観察処分の期間更新を求める意見書

オウム真理教は、地下鉄サリン事件をはじめとする数多くの凶悪な犯罪を実行した団体であり、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（以下、「団体規制法」という。）に基づき、観察処分を受けている。現在も後継団体の「アレフ」、「ひかりの輪」、「山田らの集団」が活発に活動を継続しており、足立区においてもアレフの施設が3カ所存在している。

地域住民は「足立入谷地域オウム真理教（アレフ）対策住民協議会」を設立し、アレフの解散・撤退を求めて一致団結して精力的に活動しており、足立区もオウム真理教対策関係市区町連絡会等を通じ、オウム真理教問題の早期解決に向けた抜本的な対策を国に対して要望してきた。

しかし、アレフは団体規制法に基づく報告すべき事項の一部をいまだ報告せず、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難な状況にあり、地域住民が抱えている不安や恐怖を解消するには至っていない。

このような状況の中、令和6年1月には、オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する団体規制法に基づく観察処分の期間が満了を迎えようとしている。万が一、この観察処分が更新されなければ、オウム真理教後継団体の活動内容が一切明らかにされず、区民の不安と恐怖はますます高まることが懸念される。

よって、足立区議会は政府に対し、オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）を引き続き観察処分とすることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

法務大臣

公安調査庁長官 あ て

公安審査委員会委員長